

お忘れなく



7月初旬



7月末日まで



8月以降



来年2月末頃



⚠ 注意 収入申告書及び関係書類を提出しないと今の家賃の2～3倍になる方もいます。必ず期限内に提出してください。

収入申告のよくあるお問合せ



①「なぜ、毎年収入申告をしないといけないのですか」

収入申告は公営住宅法で定められていて、県営住宅に入居されている方は毎年世帯の収入等を申告することが義務づけられています。同じ入居者の方でも世帯の状況等により毎年家賃が変わることがあります。そのため収入申告が提出されないと世帯の状況等がわからないために、1番高いお家賃となってしまいます。

②「〇〇控除が控除されていません」

記入漏れに注意!!!

別居扶養親族控除、特別控除は申告制です。収入申告書の控除欄に○印がないと控除できません。該当するものには必ず○印をつけてください。(印をつけていても要件にあわない場合は控除されません。)

[illegible]

③「収入がないため所得課税証明書が出ないと役所で言われました」

収入が無い方でも、所得課税証明書は必要です。あらかじめ市町村役場の担当窓口で収入がないことの申告をお願いします。

※外国籍の方は、住民票の記載事項で国籍に関する情報（①国籍、②中長期在留者・特別永住者等の区分、③在留カード等の番号、④在留資格・在留期間・在留期間等満了日）を省略しないこと。

控除の種類	要 件	1人につき
同居者および 別居扶養者	名義人を除く同居者、別居扶養者	38万円
特定扶養親族 (特扶)	16歳以上23歳未満である扶養親族	25万円
老人扶養親族 (老扶)	70歳以上である扶養親族	10万円
障がい(一般) (障害)	身体3級～6級、精神2級～3級、療育B・C	27万円
特別障がい (特障)	身体1級～2級、精神1級、療育A	40万円
寡婦	要件については管理会社にお問い合わせください。	上限27万円
ひとり親	配偶者のいない方で生計をひととする子(所得が48万円以下)を有し、合計所得金額が500万円以下	上限35万円

※青葉(改良住宅)や、生目台北団地の特定公共賃貸住宅はこの計算方法ではありません。ご注意ください。

喫煙するときは周囲への配慮が必要です。

屋外や自宅での喫煙については健康増進法上、望まない受動喫煙が生じないように周囲の状況に配慮しなければいけないという配慮義務があります。(法第27条第1項) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するようにしましょう。

また、駐輪場やゴミ集積所近く、団地出入り口等での吸い殻のポイ捨ては火事の原因にもなりかねません。携帯灰皿などを持ち歩き、吸い殻は持ち帰りましょう。

多くの市町村でパイ捨ては条例違反です。

マナーを守りましょう。



第57号

県住新聞

発行者

県営住宅指定管理者
一般社団法人
宮崎県宅地建物取引業協会
住宅管理課

時間外の緊急連絡は

真に緊急の
場合のみに!!

「テレビが映らない」
「共同灯がつかない」
などの**真に**緊急でない場合は
翌日8時30分以降の連絡に
ご協力をお願いします。
緊急と判断できない場合は、
緊急対応ができませんのでご
了承ください。

緊急でない場合



翌日8時30分以降に連絡

注意!
**住戸のスペアキーは
ありません。**

お部屋のカギは入居時にお渡ししているものが全てです。
県にも管理会社にもスペアはありません。

もし、紛失等をした場合のカギ交換費用は入居者負担となりますので、大切に保管してください。

